

2008年10月14日

【自治労明石市水道労働組合からの要望】

自治労明石市水道労働組合

2008年全国現業・公企統一闘争統一要求書

民主的・地方自治推進に尽力いただいております貴職に敬意を表します。

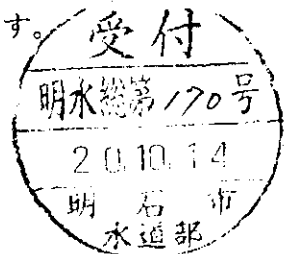
さて、「効率・採算」を全てに優先する「行革・自治体リストラ」の全面化は、住民の生命・健康を守る「保健・福祉、医療、教育、環境、上下水道」行政を市場開放の名の下に企業の営利対象として売渡し、労働者の解雇（雇止め）や労働条件の改悪だけでなく公共サービスの質の低下をももたらしています。

これらの手法による委託、民間開放、民営化は憲法に定める住民の生存権保障義務の否定であり、住民の負託に背を向けた地方自治推進の放棄というしかありません。

私たちはこの事態を「民主主義の危機」と認識するとともに、住民の生活を守るため、現業・公企職場の直営堅持と、その最前線で日夜働き続けている現業・公企労働者の賃金・労働条件改善を求め、本年で28年目となる全国現業公企統一闘争に立ち上がりました。

つきましては、下記のとおりブロック現業・公企評統一要求及び別途提出の単組独自要求前進のため、本年10月29日を統一行動日とする「自治労全国現業・公企統一闘争」を取り組みますので、10月 日までに文章による誠意ある回答を要求いたします。

なお、誠意なき場合は自治労組織を上げてたたかう事を申し添えます。



## 記

### 1. 直営堅持及び人員確保について

- (1)自治体業務の外部委託（指定管理者制度・PFI・市場化テスト・包括的第三者委託・PPP）、事業の民営化、地方独立行政法人化、給食センター化・公社化・広域化・一部事務組合化等の拡大を行わず、直営で公的責任を果たすこと。
- (2)退職などによる欠員は正規職員で補充すること。
- (3)住民ニーズに対応する体制を確立するためにも人員配置については労使協議を行うこと。
- (4)市町合併にともない、住民生活に直結する現業・公企職場の切捨ては行わず、臨時、非常勤、広域・一部事務組合職員等の雇用継続をすること。
- (5)高齢者再任用制度の導入については、正規、臨職等の削減とならぬよう、従来からの定年延長や嘱託再雇用制度の拡充を図ることを基本に、再任用職場の確立とあわせて労使協議・合意をつくすこと。
- (6)緊急出動が必要な業務などについては自然災害も含めて危機管理の一環として直営による体制を確立すること。また、夜間・休日などについての勤務体制が確立できない場合は緊急呼び出し手当・待機手当などによって待遇改善を行うこと。
- (7)労使合意のない一方的な任用替えは行わないこと。
- (8)法に抵触する委託や、常用的な業務に対するシルバー人材センター委託については是正すること。

### 2. 労働協約締結について

- (1)施設の統廃合、新・増改築や機構改革など全ての労働条件の変更にすることは「事前協議」とし、その「事前協議協定」を締結すること。
- (2)事前協議事項については組合と十分協議し、労使が合意に達するまでは一方的に行わないこと。また合意事項については文書で確認すること。

### 3. 時短・週休2日制について

- (1)早期に年間労働時間1,800時間を達成すること。
- (2)時間外・休日勤務縮減に向けて、36協定の中身の一層の見直しを行うこと。また、協約未締結の場合は労基法違反であり、早急に協定を締結すること。
- (3)交替制職場では最低月2回の土、日の連続休日を含む4週8休制を実施すること。
- (4)臨時・非常勤、パート職員や自治体関連労働者の週休2日制導入とそれにとまなう賃金単価の引き上げを行うこと。
- (5)時間外勤務の時間単価の算定基礎には、分母については労基法に基づき「実労働時間」とし、分子については基礎賃金に「地域手当・特殊勤務手当」などの月額固定支給額を算入すること。

### 4. 労働安全衛生について

- (1)労働基準法・労働安全衛生法、その他関係法に違反する職場実態をただちになくすこと。
- (2)すべての事業場に安全衛生委員会を設置すること。50人未満の事業場などで委員会設置が困難な場合は労使対等で運営する「安全衛生協議会」を設置すること。また、年間の事業計画を策定すること。
- (3)業務上の傷病については、使用者責任を明らかにし、法定外給付として死亡災害3,000万円（自賠責横並び）の補償制度をもうけること。

- (4)明石市における転落事故などの不幸な事故が再び起きないように、事業主としての責任を明確にするとともに、安全衛生に向けての具体的対策を行うこと。
- (5)特定職場に多い、酸欠・硫化水素中毒事故の発生防止の対策を講じること。
- (6)職場のアスベスト使用状況、対策状況を明らかにし、在職者のみならず、退職者も含め健康診断の対象とすること。

## 5. 現業差別賃金等の撤廃と改善について

### (1)給料表について

技能労務職給料表については、行政職給料表（一）と同水準の給料表を適用すること。

### (2)賃金体系並びに賃金決定基準について

①年令別初任給基準制度の改善は次のとおり改めること。

ア 学歴、職種による一切の差別を廃止すること。

イ 18才における基準は行政職高校卒初任給とすること。なお、18才以上は1才ごとに4号給上位とすること。

②「級別資格基準」及び「わたり基準」の改善については、次のとおり改めること。

ア 学歴、職種による一切の差別を廃止すること。

イ 各級の「わたり基準」は行政職高校卒基準と同一とし、在級経験年数による「自動わたり」とすること。

ウ 中途採用者においては加えられる号給を経験年数とし、級格付けを行うこと。

③年令別最低保障制度を確立させ、その水準は35才で標準入職者の賃金の9割を下回らないものとする。

(3)「職務・職階給」の固定化につながる一時金への役職者加算（傾斜配分）を行わず、全職員対象に一律増額を図ること。

(4)昇格「改善」については、行(一)給料表適用者と同水準とすること。

(5)差別・競争を助長、拡大する一時金・勤勉手当への成績率導入を行わず、期末手当一本にすること。

(6)高齢者への定期昇給の延伸・停止措置を行わないこと。

以上の賃金制度改善に伴う完全在職者調整を行うこと。

(7)現業と民間との給与比較については、賃金センサスのデータとの比較そのものが、企業規模・事業所規模、雇用形態、職務・仕事、平均経験年数の相違を無視したものであると認識し、不適切なデータ比較とその公表は行わないこと。

## 6. 権利確立、労働諸条件の改善について

(1)親子、夫婦共働き、結婚等を口実に退職強要しないこと。

(2)一方的な退職手当削減を行うことなく、従来の労使交渉の経緯を尊重し、退職金制度を大幅に改善すること。

(3)職員の身分保障のため、地公法第28条4項に関し特例条項を設けること。

## 7. 職業差別撤廃について

(1)地公労法第57条及び条例・規則で使用されている「単純な労務に従事する職員」という差別的言語・表現をただちに廃止するとともに、呼称変更を県、国へ上申すること。

## 8. 臨時職員等の労働条件改善について

(1)臨時・嘱託・パートタイマー・アルバイト等の職員の拡大は行わず、ただちに正規職員

化すること。

- (2) 正規職員化にいたる間、賃金（一時金、退職金等も含む）、労働条件（有給休暇等）社会保険など正規職員と同様にすること。

## 9. 職場ごとの諸要求について

### (1) 清掃職場の改善について

- ① 廃棄物行政については、廃棄物処理法・容器包装リサイクル法・家電リサイクル法制定のもと、排出規制も含むダイオキシン対策を強化し、環境保全重視の完全直営で行うこと。
- ② ダイオキシン汚染の職場環境測定と特別健康診断を速やかに行うこと。

### (2) 用務員職場の改善について

- ① 用務員の職務の明確化をはかること。
- ② 配置数は各職場、正規2名以上とすること。
- ③ 各学校の廃棄物の分別・リサイクルの徹底を行うこと。

### (3) 給食関係職場の改善について

- ① 学校給食費の公費負担を貫くこと。
- ② 1960年制定の文部省の「調理員配置基準」の抜本改正を県、国へ上申するとともに、調理員の労働実態をふまえた配置基準の改善と正規職員の増員を率先しておこなうこと。
- ③ 職場環境の改善、安全衛生の確立をはかること。特に職業病とも言える腰痛、けい肩腕障害、手荒れ、冷え性等をただちになくすよう対策をたてること。
- ④ 給食関係職場を中心に起こっている「指曲がり症」については公務災害適用をし、根絶に向け、増員及び職場の安全衛生を確立すること。
- ⑤ 合成洗剤を給食職場から即時追放し、石鹼に切り換えること。そのために、人員並びに施設の改善を行い、労働強化をなくすこと。
- ⑥ 環境ホルモンと給食食器の安全問題については、使用中の食器の安全性の確認や有害物質の溶出しない安全食器の検討、更に交換した場合の安全衛生面からの施設改善をおこなうこと。

### (4) 社会福祉・衛生医療現業職場の改善について

- ① 看護助手・調理員などのパート・臨職化、委託を行わず正規職員で対応すること。
- ② 「規制緩和」の名による労働者派遣法の改悪の下、病院介護部門への派遣労働者の導入をおこなわないこと。
- ③ 病院給食の外部委託をおこなわないこと。

## 10. 政策要求について

- ① 水道・下水道事業の水質検査については水質の安全確保と運転管理の適正化をはかるため、事業体として責任のもてる検査体制を確立すること。
- ② 鉛管の取替え計画を早急に進めること。
- ③ 貯水槽水道については飲料水として適正な水であるように公的責任を果たすこと。
- ④ 合成洗剤は人体に有害であると同時に、水質汚染の原因でもあることから、職場で石ケンへの切り替えを進め、家庭でも切り替えをPRすること。
- ⑤ 地域水道ビジョン策定にあたって広く市民・職員の声を反映できるものとし、拙速な策定・公表とならないようにすること。
- ⑥ 下水道事業をめぐる現状を把握し、今後の下水道事業のあり方を再検討すること。

2008年10月/4日

【自治労明石市水道労働組合からの要望】

自治労明石市水道労働組合

## 2008年度労働条件・職場改善等に関する要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠かすことのできない地方公営企業の事業推進に日夜努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、私たち明石市水道労働組合に結集する組合員は、公共の福祉の向上、「住民のための公営企業の確立」に向けて取り組みを進めてきました。水道事業も大変厳しい状況のなか労使の協議と信頼が重要です。

つきましては、厚生労働省の「公有公営が原則である」という考えに基づき、行政が責任を持って水道事業を運営することを基本に、住民のための公営企業の確立と関係労働者が定年まで健康で働き続けられる条件づくりにむけ、下記のとおり要求します。なお、誠意ある文書回答を要請します。

### 記

1. 住民要望に適切に対応するため、業務を見直し、その業務量に見合った配置を行うこと。また、退職・職種変更等により欠員が生じる場合は、正規職員で補充すること。
2. 第三者委託に道を開く水道法改正を口実にした安上がり・責任逃れの委託を行わず、直営で公的責任を果たすこと。また、営業課の委託や魚住浄水場の夜間休日委託など、現在委託を行っている事業については、委託後の結果及び中身の検証等を行うこと。
3. 労働組合法および地公労法の定めにより、公営企業労働者に認められている労働協約締結権に基づき、すべての確認事項は書面により協定すること。
4. 地公労法第7条2号にある「転職（異動）」の基準について協約として締結するとともに、臨職を含め適正な人員配置を行い、その内容を締結すること。

5. 機構改革については、職場をはじめ組合と充分協議を行うこと。
6. 水道サービスセンターの今後のあり方については、引き続き組合と充分に協議すること。
7. 当局が一方的に進めた時間外勤務の振り替えについては、改めて組合と協議すること。
8. 高齢者雇用についての今後の考え方を明らかにすること。
9. 危機管理にかかわる予算を措置すること。
10. 厚生労働省が2008年4月8日に通知した「耐震化計画の策定、実施に向けた指導の強化」を受け、下記の①から③の項目について、明石市の状況を説明すること。
  - ① 既存施設の耐震診断の状況
  - ② 基幹管路（導水管、送水管および配水本管）に石綿セメント管の使用状況と更新計画の状況
  - ③ 水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報提供

2008年10月14日

【自治労明石市水道労働組合からの要望】

自治労明石市水道労働組合

## 自治体ライフライン事業「災害時における危機管理体制の確立」に関する要求書

貴職におかれましては、住民の生活に欠くことのできない地方公営企業の事業推進に日夜ご努力されていることに対して心より敬意を表します。

さて、自治労兵庫県本部公営企業評議会に結集する私たちは、これまで「住民のための地方公営企業政策の確立」にむけ取り組んできました。私たちは大湯水や阪神・淡路大震災という未曾有の災害に直面し、あらためてライフラインの重要性を認識しているところです。引き続き集中豪雨、台風の襲来による風水害、今年6月の岩手・宮城内陸地震などにより甚大な被害は後を絶ちません。改めて危機管理体制の確立が求められています。

つきましては、阪神・淡路大震災の貴重な経験を踏まえ、地方公営企業の使命として住民生活を守るため、速やかに災害に関する総合的な諸施策を講じられるよう、下記の通り要求します。

記

### 1. 施設の検証と施策の確立について

(1)地震あるいは湯水・豪雨及び寒波等々、水道・下水道・ガス事業に著しい影響を与える

災害を想定し、施設の検証を行うこと。

- (2) 災害に強い施設等の整備に向け、方針を確立するとともに、年次目標を定め具体的諸施策を講じること。

## 2. 災害発生時の体制について

- (1) 災害時における職員の出動計画を定め、周知徹底を図ること。
- (2) 災害時を想定した職員の初期活動を確立すること。
- (3) 現行の災害対策方針の検討・見直しを図るとともに、災害対策本部の役職体制及び任務分担等について確立すること。検討にあたっては、特に阪神・淡路大震災を想定したものとすること。

## 3. 災害復旧(基幹施設・管路の復旧・応急供給等)について

- (1) 災害時における応急復旧・応急供給活動に関する目標を定めるとともに、具体的実施計画を確立すること。あわせて、応急復旧・応急供給活動の優先順位を定め、合意を図るよう事前の対策を講じること。

## 4. 自治体間等の応援について

- (1) 災害時における相互の応援協定を他の自治体及び事業体との間で締結すること。
- (2) 災害時において指定工事店や建設業者等から支援を円滑に得られるよう、事前の取り決めをしておくこと。

## 5. 教育・訓練及び広報活動について

- (1) 職員に対して災害に関する総合的な研修を系統的に実施すること。
- (2) 災害訓練の実施に際しては、職員・住民・企業・関係業者等の参加を図るなど、充実した内容で実施すること。
- (3) 災害を想定して、市民の事前対策や災害時の役割を定め、広報などを通じ理解を求めておくこと。

## 6. その他

- (1) 災害時におけるボランティアの活動について方針を確立すること。
- (2) 災害に強い水道・下水道・ガス施設整備等に要する費用に関し、国・自治体に対して補助制度の拡大・補助率の改善を求めること。
- (3) 健康に配慮した労働形態、その労働形態を除外・軽減する疾病者等の範囲及び検討・決定方法、労働安全衛生体制及び委員会活動のあり方を、災害の程度・規模に応じて決めておくこと。
- (4) 災害発生に備えた諸方針の策定にあたっては、労使の検討委員会を設置するとともに、労働組合の参画について積極的に対応すること。